

政令第 号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の四第四項及び第二百七十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第二項各号を次のように改める。

一 法第八十六条の四第一項の文書の添付文書 次に掲げる文書

イ 法第九十二条第一項の規定による供託をしたことを証明する書面（公職の候補者となるべき者の氏名が記載されたものに限る。）

ロ 公職の候補者となるべき者の戸籍の謄本又は抄本

二 法第八十六条の四第二項の文書の添付文書 前号に定める文書並びに公職の候補者となるべき者の承諾書及び推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の当該市町村の選挙管理委員会の委員長の証明書

第百三十二条の八第一項の表法第百四十二条第一項第七号のビラの数の項中

を

六百枚

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十五号）の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員の選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

理由

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町村の議会の議員の選挙について、立候補の届出書又は推薦届出書の添付文書として供託をしたことを証明する書面を定めるとともに、選挙の一部無効による再選挙において頒布することができる選挙運動のために使用するビラの数を定める必要があるからである。